

第2講

8世紀：奈良時代 —官僚政治家藤原氏の躍進、ここに始まる— (2006年度)

次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

- (1) 律令制では、官人は能力に応じて位階が進む仕組みだったが、五位以上は貴族とされて、様々な特権をもち、地方の豪族が五位に昇って中央で活躍することは多くはなかった。
- (2) 藤原不比等の長男武智麻呂は、701年に初めての任官で内舎人（天皇に仕える官僚の見習い）となったが、周囲には良家の嫡男として地位が低すぎるという声もあった。彼は学問にも力を注ぎ、右大臣にまで昇った。
- (3) 太政官で政治を議する公卿には、同一氏族から一人が出るのが一般的だった。それに対して藤原氏は、武智麻呂・房前など兄弟四人が同時に公卿の地位に昇り、それまでの慣例を破った。
- (4) 大伴家持は、749年、大伴氏などの天皇への奉仕をたたえた聖武天皇の詔書に感激して長歌を詠み、大伴氏の氏人に、先祖以来の軍事氏族としての伝統を受け継いで、結束して天皇の護衛に励もうと呼びかけた。

設問

奈良時代は、古くからの豪族を代表する「大伴的」なものと新しい「藤原的」なものが対立していたとする見方がある。律令制にはそれ以前の氏族制を継承する面と新しい面があることに注目して、奈良時代の政治と貴族のありかたについて、6行(180字)以内で説明しなさい。

解いてみましょう (第2講)

1 問われている (求められている) ことを確認する。

ア

について書く。

その際に、

律令制には、

イ 「藤原的なもの」 =

と

ウ 「大伴的なもの」 =

があったこと

に注目して書く。

エ 6行 (180字) 以内で書く

2 資料と教科書とを照らしあわせる。

教科書 (プリント) の奈良時代の政治 (「藤原氏の進出と政界の動揺」) のところを見てください。

奈良時代の政治の項に、この「藤原的なもの」「大伴的なもの」と関連する記述は全くないのです。これも「東大の日本史」の特徴の一つです。

教科書に記述がないものは、必要なことが資料にすべて書いてある。

それを正しく抜き出してまとめればよいのです。この場合、最も大切なことは、

問われていること (求められていること) をはずさない

ことです。ここでは、問われていることは、「藤原的なもの」と「大伴的なもの」であって、「藤原氏と大伴氏について書く」ではありません。

なお、「律令制とは何か？」ということは、日本史の教科書には直接書かれていませんので、世界史の教科書 (山川『詳説世界史』) の記述をもとに説明します。

- ① 能力 (学力、儒教的学識) によって、試験で選ばれた官僚が、
- ② 法制にもとづく整然とした体系のもと
- ③ 中央集権の政治を行う

次のページに「解き方チャート」があります

資料の中で、「藤原的なもの」＝【A】と「大伴的なもの」＝【B】にあたる部分をチェックして空欄を埋める。（□は抜き出す。▭は決めぜりふを考えて入れる。）

(1) 律令制では、官人は能力に応じて位階が進む仕組みだったが、五位以上は貴族とされて、様々な特権をもち、地方の豪族が五位に昇って中央で活躍することは多くはなかった。

奈良時代は、
 【A】アのもと、イに基づいてウ制度が導入された。
 【B】実際には中央豪族がエを持つオとしてカし、キは排除されていた。

(2) 藤原不比等の長男武智麻呂は、701年に初めての任官で内舎人（天皇に仕える官僚の見習い）となったが、周囲には良家の嫡男として地位が低すぎるという声もあった。彼は学問にも力を注ぎ、右大臣にまで昇った。

【A】武智麻呂は、ウの見習いからスタートしたがク＝ケにも力を注ぎ、右大臣にまで昇った。
 ※藤原氏はアの意味を理解していた。

【B】周囲は、アのもとでも良家の子弟は自動的にコに就くものと考えていた。→701年（大宝律令制定）頃はウ制度はサされなかった。

(3) 太政官で政治を議する公卿には、同一氏族から一人が出ることが一般的だった。それに対して藤原氏は、武智麻呂・房前など兄弟四人が同時に公卿の地位に昇り、それまでの慣例を破った。

【B】公卿には、有力なシから一人が選ばれると考えていた。

【A】藤原氏は、それまでのスを破り、セなぜか＝藤原氏は、ケを備えたウ的政治家となっていたから。

(4) 大伴家持は、749年、大伴氏などの天皇への奉仕をたたえた聖武天皇の詔書に感激して長歌を詠み、大伴氏の氏人に、先祖以来の軍事氏族としての伝統を受け継いで、結束して天皇の護衛に励もうと呼びかけた。

【B】奈良時代半ば（749年）になっても、有力シが特定のソをタで担うという従来の形がこれからも続くと考えていたが、チ

抜き出したものをまとめる

奈良時代は **ア** のもと **イ** に基づく **ウ** 制度が
導入されたが、実際には中央の有力豪族が **エ** を持つ **オ** として
カ し、**キ** は排除されていた。

当初、**ウ** 制度は **サ** されず、有力 **シ** が特定の
ソ を **タ** で担うという従来形態が存続していた。

しかし **オ** の中でも **ケ** を備えた有能な **ウ** 的
政治家が現れ、**ス** を破って **セ** し、
シ 制は **チ**

まとめ

近畿地方の一豪族に過ぎなかった藤原氏が、平安時代の11世紀に栄華を極めることになった、その原点ともいべきものは、

8世紀、奈良時代の初めに

ことであった。